

---

# 西興部村管内橋梁点検（道路橋） 令和7年度（3巡目）



北海道西興部村

---



点検結果総括表

※ 橋梁健全度(BHI)は、a=5、b=4、c=3、d=2、e=1点とし、部材の重要度に応じて重み係数(1~3)を乗じて算出する。  
BHIの目安は、健全:100~91、概ね健全:90~81、劣化している:80~61、劣化が著しい:60~である。

整理番号	橋梁番号	橋梁名	橋長(m)	維持管理区分	供用開始	経過年数 (2025)	径間番号	A. 調査結果(各部材毎に最悪値を記入) ※													C. 橋梁毎の健全性の診断		前回点検との比較		
								主桁	横桁	対傾構	横構	床版	下部工	支承部	装伸縮装置	防高欄柵	地覆	装排水	舗装	健全度	判定	所見等	前回判定	今回判定	判定が向上または低下した理由
								係数3	係数1			係数3	係数3	係数2	係数2	係数2	係数2	係数1	係数1	BHI					
1	1007	緑の橋	5.35	B	1965年	60年	1	c	-	-	-	a	c	a	d	d	c	d	a	69	II	<ul style="list-style-type: none"> <li>主桁01と14の端部に0.1㎡未満の剥離が確認される。</li> <li>主桁14の下面に0.1㎡以上の遊離石灰が確認されるため、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</li> <li>A1橋台に剥離、遊離石灰が確認されるが、概ね健全である。</li> <li>A2橋台に流水による1.0㎡以上の剥離が確認される。予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</li> <li>A2橋台翼壁(上流)に土砂流出が確認され、維持対応が望ましい。</li> <li>上下部接続部の損傷は確認されない。</li> <li>ゴムの劣化による伸縮装置からの漏水が確認され、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</li> <li>高欄の鋼材に広範囲の表面錆、コンクリート支柱に剥離を確認、親柱が崩壊している。</li> <li>地覆にスケールによる剥離が全体に上下流確認され、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</li> </ul>	II	II	-
2	1011	紅葉橋	15.50	A	1972年	53年	1	a	a	-	-	d	b	d	a	b	b	a	a	78	I	<ul style="list-style-type: none"> <li>上部構造は補修工事済であり、鋼材(主桁・横桁)に損傷は確認されない。</li> <li>遊離石灰とひび割れが確認されるが、前回点検より損傷の進行が確認されず概ね健全である。</li> <li>A1橋台は、軽微な剥離が確認されるが、前回点検からの進行が確認されず概ね健全である。</li> <li>A2橋台は補修工事済であるが、断面修復部からの遊離石灰、ひび割れが確認され、注視が必要である。</li> <li>上下部接続部は補修工事済(塗装・モルタル補修)であるため、本体の傾斜がそのままであるが、概ね健全である。</li> <li>伸縮装置は補修工事済であり、本体の損傷は確認されない。</li> <li>後打ちコンクリートのひびわれが確認される。</li> <li>高欄は補修工事済であり、大きな損傷は確認されない。軽微な変形が残っている。</li> <li>地覆の一部が、補修工事済であり、軽微な剥離が残っているが、概ね健全である。</li> <li>排水管の塗装も補修工事済であり、概ね健全である。</li> <li>舗装は、補修工事済であり、損傷は確認されない。橋面防水の排水パイプが露出していることから維持対応が望ましい。</li> </ul>	III	I	-
3	1012	楓橋	39.60	B	1973年	52年	1	b	-	a	b	d	b	a	a	b	b	b	a	79	II	<ul style="list-style-type: none"> <li>主桁の端部は補修工事(塗装)が行われている、中央部に局部的な下塗りの露出が確認されるが、概ね健全である。</li> <li>床版にひび割れ幅が0.1mm以上~0.2mm未満、間隔0.5m以上の損傷が確認されるが、進行性は低いと想定される。</li> <li>A1橋台はひび割れ0.2mm以上0.3mm未満、1.0㎡未満の遊離石灰が確認されるが、前回点検より損傷の進行は確認されず概ね健全である。土砂流出が確認され、維持対応が望ましい。</li> <li>A2橋台は胸壁にひび割れ0.2mm以上0.3mm未満が確認されるが、前回点検より損傷の進行は確認されない。</li> <li>上下部接続部は補修工事済であり、損傷は確認されない。</li> <li>伸縮装置は局部的に下塗りの露出が確認される。</li> <li>後打ちコンクリート(胸壁天端)に軽微な欠損が確認される。</li> <li>高欄は、補修工事済であるが、一部に塗装剥離が確認されるため、概ね健全である。</li> <li>地覆は、補修工事済であり、概ね健全である。</li> <li>排水管に広範囲の表面錆が確認される。</li> <li>舗装に損傷は確認されない。</li> </ul>	III	II	-
4	1015	菊見橋	30.00	B	1974年	51年	1	b	b	b	b	d	c	d	b	d	c	d	a	60	II	<ul style="list-style-type: none"> <li>主桁、横桁等の鋼材に局部的な下塗りの露出が確認されるが、概ね健全である。</li> <li>床版に幅が0.1mm以上~0.2mm未満、間隔0.5m以上のひび割れ、0.1㎡未満の剥離、1.0㎡未満の遊離石灰が確認されるが、概ね健全である。</li> <li>A1橋台に軽微な損傷が確認されるが、概ね健全である。</li> <li>A2橋台に1.0㎡のひび割れが確認されるため、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</li> <li>すべての支承で全体に下塗りが露出し防食機能の低下やモルタル割れが確認され、前回点検から大きな損傷の進行は確認されないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</li> <li>伸縮装置は局部的に下塗りが露出、防食機能の低下が確認される</li> <li>高欄の全体に下塗りの露出が確認され、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</li> <li>地覆に0.1㎡以上の剥離が確認され、概ね健全である。</li> <li>排水装置(管)に板厚減少を伴う腐食が確認されるが、経過観察とするのがよい。</li> <li>舗装に損傷は確認されない。</li> </ul>	II	II	-
5	1017	紫泉橋	42.30	A	1977年	48年	1	b	b	-	-	d	b	c	b	d	d	d	a	63	II	<ul style="list-style-type: none"> <li>鋼材(主桁・横桁)に局部的に下塗りが露出しているが、前回点検から損傷の進行は確認されないため経過観察とするのがよい。</li> <li>床版に幅が0.2mm以上、間隔0.5m以上や0.1㎡未満の遊離石灰が確認される、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</li> <li>ひび割れ0.20mmや1.0㎡未満の遊離石灰:bが確認されるが、概ね健全である。</li> <li>A1橋台の全面に法面の崩壊が確認される、維持対応が望ましい。</li> <li>支承本体に局部的な表面錆、支承モルタルが割れていることが確認され、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</li> <li>伸縮装置は防食機能の劣化が確認されるが、概ね健全である。</li> <li>高欄に板厚減少を伴う局部的な表面錆が確認され、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</li> <li>地覆側面に防護柵の支柱膨張により鉄筋露出を伴う0.1m2以上の剥離が確認され、早期に措置を講ずべき状態である。</li> <li>排水管に板厚減少を伴う局部的な表面錆が確認され、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</li> <li>舗装に損傷は確認されない。</li> </ul>	II	II	-
							2	b	b	-	-	d	b	c	b	b	d	d	a	67					

点検結果総括表

※ 橋梁健全度(BHI)は、a=5、b=4、c=3、d=2、e=1点とし、部材の重要度に応じて重み係数(1~3)を乗じて算出する。  
BHIの目安は、健全:100~91、概ね健全:90~81、劣化している:80~61、劣化が著しい:60~である。

整理番号	橋梁番号	橋梁名	橋長(m)	維持管理区分	供用開始	経過年数 (2025)	径間番号	A. 調査結果(各部材毎に最悪値を記入) ※													C. 橋梁毎の健全性の診断		前回点検との比較		
								主桁	横桁	対傾構	横構	床版	下部工	支承部	装伸装置	防高欄柵	地覆	装排水	舗装	健全度	判定	所見等	前回判定	今回判定	判定が向上または低下した理由
								係数3	係数1		係数3	係数3	係数2	係数2	係数2	係数2	係数1	係数1	BHI						
6	1018	智の橋	15.50	B	1978年	47年	1	b	b	-	-	d	d	c	a	b	c	b	d	64	II	・鋼材(主桁・横桁)局所的な表面錆が確認されるため、経過観察とするのがよい。 ・床版に最大0.2mmの一方向のひび割れや遊離石灰が確認され、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。 ・橋台(A1・A2)の橋座全体に、浮きによるひび割れ(最大0.50mm)が確認されるため、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。 ・すべての支承で局所的な表面錆とモルタル割れによる支承の機能障害が確認されるため、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。 ・伸縮装置の損傷は確認されない。 ・高欄に局所的な表面錆が確認される、経過観察とするのがよい。 ・地覆に鉄筋の被り不足による損傷が確認されるが、概ね健全である。 ・舗装に滞水、ひび割れ、窪み深さ55mmの損傷が確認されることから維持対応が望ましい。	II	II	-
7	1021	忍路子橋	7.34	C	1980年	45年	1	a	-	-	-	-	c	d	d	b	d	b	b	72	II	・主桁に損傷は確認されない。 ・床版に軽微な漏水・遊離石灰が確認されるが、概ね健全である。 ・最大0.4mmのひび割れ、沓座に剥離(浮き)が確認され、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。 ・支承の一部が劣化しているが、概ね健全である。 ・A1橋台の伸縮装置が脱落し土砂の流入、漏水の原因となることから、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。 ・高欄に軽微な変形が確認されるため、維持対応が望ましい。 ・地覆に剥離の進行(上面)、側面に錆汁を伴う遊離石灰が確認され、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。 ・舗装に幅5mm未満のひび割れであるが、新たにひび割れが確認されるが、経過観察とするのがよい。	II	II	-
8	1022	逸の橋	13.14	C	1981年	44年	1	c	-	-	-	-	c	b	a	c	c	d	a	75	II	・主桁(G1・G2)にひび割れ0.10mm、鉄筋露出を伴う0.1m2未満の剥離が確認されるが、前回点検より損傷の進行が確認されず概ね健全である。 ・主桁に漏水跡が確認されるが、舗装にひび割れ補修が行われているため、経過観察とするのがよい。 ・A1橋台に鉄筋露出を伴う1.0m2未満の剥離が確認されるが、前回点検より損傷の進行が確認されず概ね健全である。 ・A2橋台に損傷は確認されない。 ・上下部接続部は一部にゴムの劣化が確認されるが、経過観察とするのがよい。 ・伸縮装置は補修工事済であり、損傷は確認されない。 ・高欄に軽微な変形、防食機能の劣化が確認されるが、経過観察とするのがよい。 ・地覆側面に0.1m2未満の剥離や0.1m2未満の遊離石灰が確認されるが、経過観察とするのがよい。 ・舗装にひび割れ補修がなされている、端部に浮きが発生しているが、経過観察とするのがよい。	III	II	-
9	1023	大古橋	7.34	C	1981年	44年	1	b	-	-	-	-	b	b	d	b	c	d	b	76	II	・主桁01・06に軽微な剥離が確認されるが、概ね健全である。 ・主桁間に漏水が確認されるが、経過観察とするのがよい。 ・下部構造は1.0m2未満の剥離、1.0m2未満の遊離石灰が確認されるが、概ね健全である。 ・上下部接続部はゴムの劣化が確認されるが、経過観察とするのがよい。 ・伸縮装置はゴムの劣化により下部工前面に漏水跡が確認され、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。 ・高欄に軽微な変形が確認される、維持対応が望ましい。 ・地覆側面に最大0.8mmのひび割れが確認される、前回点検からの損傷の進行が見られるが、経過観察とするのがよい。 ・舗装に幅5mm未満のひび割れが確認されるが、経過観察とするのがよい。	II	II	-
10	1024	幸橋	7.34	C	1982年	43年	1	b	-	-	-	-	b	a	d	b	c	a	b	81	II	・主桁に損傷は確認されない。 ・主桁間に漏水が確認されるが、経過観察とするのがよい。 ・橋台A1・A2に軽微な損傷が確認されるが、概ね健全である。 ・支承に損傷は確認されない。 ・A1・A2橋台の伸縮装置のゴムの劣化による漏水が確認され、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。 ・高欄に軽微な変形が確認されるが、経過観察とするのがよい。 ・地覆01に0.1m2以上の剥離が確認され、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。 ・舗装に幅5mm未満のひび割れが確認され、経過観察とするのがよい。	II	II	-
11	1025	新の橋	13.10	C	1983年	42年	1	b	-	-	-	-	d	d	d	b	b	a	b	71	II	・主桁に損傷は確認されないが、主桁間に漏水、遊離石灰が確認される、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。 ・橋座に伸縮装置(エラストイト)の脱落により滞水、土砂堆積が確認されるが、前回点検より損傷の進行が確認されず概ね健全である。 ・本体に損傷は確認されない。 ・伸縮装置はエラストイトの脱落により、沓座・支承に土砂堆積が確認される、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。 ・高欄に軽微な変形、防食機能の劣化が確認されるが、経過観察とするのがよい。 ・地覆に浮き、遊離石灰が確認されるが、経過観察とするのがよい。 ・舗装に前回点検で見られなかったひび割れが確認されるが、経過観察とするのがよい。	II	II	-

点検結果総括表

※ 橋梁健全度(BHI)は、a=5、b=4、c=3、d=2、e=1点とし、部材の重要度に応じて重み係数(1~3)を乗じて算出する。  
BHIの目安は、健全:100~91、概ね健全:90~81、劣化している:80~61、劣化が著しい:60~である。

整理番号	橋梁番号	橋梁名	橋長(m)	維持管理区分	供用開始	経過年数(2025)	径間番号	A. 調査結果(各部材毎に最悪値を記入) ※											C. 橋梁毎の健全性の診断		前回点検との比較				
								主桁	横桁	対傾構	横構	床版	下部工	支承部	装伸縮	防高欄柵	地覆	装排水	舗装	橋梁健全度	判定	所見等	前回判定	今回判定	判定が向上または低下した理由
								係数3	係数1			係数3	係数3	係数2	係数2	係数2	係数2	係数1	係数1	BHI					
12	1026	多加一橋	30.60	B	1984年	41年	1	b	-	-	-	b	b	a	b	d	c	d	a	76	II	<ul style="list-style-type: none"> <li>主桁に0.1㎡未満の遊離石灰が確認されるが、経過観察とするのがよい。</li> <li>床版に錆汁を伴う遊離石灰が確認されるが、排水装置からの貫き錆と推定され、経過観察とするのがよい。</li> <li>A2橋台に0.2mmのひび割れや遊離石灰が確認され、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</li> <li>上下部接続部の損傷は確認されない。</li> <li>ゴムの劣化による伸縮装置からの漏水が確認され、下部に与える影響を考えると予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</li> <li>高欄に数か所の支柱の亀裂が確認され、維持対応が望ましい。</li> <li>地覆に鉄筋露出を伴う0.1㎡未満の剥離が確認されるが、経過観察とするのがよい。</li> <li>舗装に路面の段差(10~20mm)が確認され、維持対応が望ましい。</li> </ul>	II	II	-
2	b	-	-	-	d	b	a	d	d	b	d	b	67												
13	1028	竜神橋	21.80	A	1987年	38年	1	d	-	-	-	d	c	c	b	b	d	d	a	59	II	<ul style="list-style-type: none"> <li>主桁の定着部に錆汁を伴う遊離石灰が確認され、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</li> <li>床版に錆汁を伴う遊離石灰が確認される。</li> <li>A1橋台に最大0.30mm、A2橋台に最大0.20mmのひび割れが確認され、前回点検より損傷の進行は確認されないが予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</li> <li>支承201のモルタル欠損が確認されるが、経過観察とするのがよい。</li> <li>伸縮装置は本体の鋼材に腐食、防食機能の劣化が確認されるが、経過観察とするのがよい。</li> <li>高欄に腐食と防食機能の劣化が確認されるが、維持対応が望ましい。</li> <li>地覆に軽微な損傷が確認されるが、経過観察とするのがよい。</li> <li>舗装に損傷は確認されないが、砂利道路との段差が確認され、維持対応が望ましい。</li> <li>排水管に全体に下塗りが露出されており、経過観察とするのがよい。</li> </ul>	II	II	-
14	1030	長岡橋	14.50	C	1989年	36年	1	d	-	-	-	-	a	d	d	d	b	d	b	67	II	<ul style="list-style-type: none"> <li>主桁に軽微な剥離、遊離石灰が確認されるが、概ね健全である。</li> <li>主桁間に錆汁を伴う遊離石灰が確認されるが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</li> <li>下部構造の損傷は確認されない。</li> <li>支承に劣化(亀裂)、土砂詰まりが確認され、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</li> <li>伸縮装置からの漏水が確認が確認されるが、他の部材損傷への影響が少ないため、経過観察とするのがよい。</li> <li>高欄に破断が確認され、維持対応が望ましい。</li> <li>地覆に軽微な欠損・剥離が確認され、概ね健全である。</li> <li>舗装に幅5mm未満のひび割れが新たに確認され、経過観察とするのがよい。</li> <li>排水管に広範囲の表面錆、防食機能の劣化が確認され、経過観察とするのがよい。</li> </ul>	II	II	-
15	1036	札滑橋	20.06	B	2001年	24年	1	a	-	-	-	d	b	a	a	-	b	a	d	83	II	<ul style="list-style-type: none"> <li>主桁に損傷は確認されない。</li> <li>床版の排水管近くに錆汁を伴う遊離石灰が確認されるが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</li> <li>A1・A2橋台に0.2mm以下のひび割れ、軽微な遊離石灰が確認されるが進行性がなく、概ね健全である。</li> <li>上下部接続部に損傷は確認されない。</li> <li>伸縮装置に損傷は確認されない。</li> <li>高欄は設置されていない</li> <li>地覆は軽微な欠損が確認されるが、概ね健全である。</li> <li>舗装に所々に幅5mm未満のひび割れが確認される、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい。</li> </ul>	II	II	-
16	1037	忍橋	19.60	C	2003年	22年	1	a	-	-	-	b	a	a	b	-	a	a	a	95	I	<ul style="list-style-type: none"> <li>主桁に損傷は確認されない。</li> <li>床版に0.1㎡未満の遊離石灰が確認されるが、概ね健全である。</li> <li>下部構造に損傷は確認されないが、前面の護岸ブロック変状が確認される、維持対応が望ましい。</li> <li>上下部接続部に損傷は確認されない。</li> <li>伸縮装置の地覆部にゴムの劣化が確認されるが、概ね健全である。</li> <li>高欄は設置されていない。</li> <li>地覆に損傷は確認されない。</li> <li>舗装に損傷は確認されない。</li> </ul>	II	I	-
17	1502	第1号橋(BOX)	3.05	A	1960年	65年	1	c	-	-	-	-	c	-	-	-	c	-	d	81	II	<ul style="list-style-type: none"> <li>上部構造は補修工事済であるが、0.1㎡未満の遊離石灰が確認され、注視が必要である。</li> <li>下部構造は補修工事済であるが、1.0㎡未満の遊離石灰や施工不良などによる剥離(豆板)が確認され、注視が必要である。</li> <li>地覆に0.1㎡以上の剥離が確認されるが、経過観察とするのがよい。</li> <li>舗装は補修工事済であり、損傷は確認されない。</li> <li>路面に土砂堆積が確認されるが、対象構造がボックスカルバートであり問題なしと推定する。</li> </ul>	III	II	-

部材単位又は橋梁毎の健全性診断の判定区分

区分	状態	総合判定の目安	
I	健全	部材または道路橋の機能に支障が生じていない状態	主部材(主桁・床版・下部工)がI判定の場合
II	予防保全段階	部材または道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態	他の条件(I, III, IV)に該当しない場合
III	早期措置段階	部材または道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	主部材(主桁・床版・下部工)がIII判定の場合
IV	緊急措置段階	部材または道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態	部材単位がIV判定の場合

































